

プレ模範議会（平成 22 年 3 月 25 日）  
会派 久乃社党質疑（その 2）

ひさのしゃとう  
久乃社党の〔 〕です。私からは、公証人についてお伺いします。

### 公証人制度の意義

公証人をかませることが定型的に安全な措置、安全を図る措置なのかという点についてはちょっとこの後しつこくお尋ねしてみたいと、こういうふうに思っているんですが、実は昨日、インターネットをあちこち調べておりますと、例えばですが、公正証書作成代行センターとかあるいは公正証書作成相談室というような機関があって、実際に活動し代金も取って営業していることが分かります。こういう機関というのは致し方ないということで放置せざるを得ないのかどうか、ちょっとその辺お伺いしたいと思います。

（法務副大臣）

これは、私どもも、もちろん法務省も関与してございませんが、インターネットを検索いたしますと確かに存在する団体のようにございまして、その限度で承知しているわけがあります。

実態はよくしたがって分からないところでございますが、基本的には、依頼者の方が御自分で公証役場に行っている作業をなさるということを、あらかじめもう少しやりやすくするためのいろんな準備行為というのをこの団体がなさっているようでありまして、現実になさっておられるのは行政書士ですとか司法書士の皆さんのようでございますが、したがってこれについての規制は何もない状況ではございます。

今私が申し上げましたような専門士業の方々がそれぞれ相当なことをされれば、その専門士業の方々としてのもちろん何らかの措置というのはあり得るわけでございますけれども、こういう準備行為自体を一般的にやることについて、特に私どもとして何らかの措置が必要だという現在のそういう苦情というものを把握しておりませんし、今のところはそういう状況にとどめているところでございます。

例えば、行政書士の方とか司法書士の方とか、今名前が出ましたので申し上げますけれども、そういう士業の方々が公正証書作成の準備行為に携われるということはこれは当然のことですし、むしろ市民の方々の公正証書利用の利便に資するものですから、それは私は結構ではないかと思えます。

ただ、一点申し上げたいのは、公証人役場に行って公正証書を作るには、公証人は手数料は取るけれども実は中身については何もやってくれない。だから

このような機関ができてしまう。結局、公証人がやってくれるのは判こを押すだけ。それで高い手数料を取るのはいかがかなという問題点があるのはまず一つ御指摘申し上げたいことと、私が今お尋ねしたかったのは、あたかも公的な機関と思われるような、あるいは誤認されるような名称を使って商売をすると、これが無制限でいいのかどうか。いかがですか。

(法務副大臣)

これはおっしゃるとおり、公的な機関の名称を私的な機関がどこまで付せるかという問題でもあろうかとも思うわけでございます。ただ、これが仮に公証人何とかとかいうことであれば問題ではございますが、公正証書の作成相談室というようなことがたまたまございますので、これ自体が公的な機関を直ちに想起させるかどうかということについては私どももなおちゅうちょを感ずるので、これを直ちに規制するというような動きに出ることはちょっと難しいんじゃないかなと、こう感じる次第でございます。

それで、今回公正証書というのは、公証人の仕事を増やす、失礼な言い方ですが、法務省にとって唯一の天下り先である公証人の仕事を増やすと、そういう意図はないのでしょうかというふうにお尋ねをいたしました。

この場所では一つだけ御紹介をさせていただきたいと思っています。公証人の取扱事件数がここ十年で、平成 8 年の 4,744,120 件から平成 17 年には 2,973,535 件と減少しています。公証人一人当たりの事件数では、昭和 43 年の 22,287 件から平成 17 年には 5,740 件、4 分の 1 まで減少しているんです。

ですから今回、公正証書の作成ということで公証人の関与を認めるという意味はいかがかなと、いろんな思惑があるのではないかなということをもまず御指摘だけさせていただきたいと思うんですが、これについては特に答弁を求めつつもりはありませんが、もしお答えになるんだったらどうぞお答えください。

(法務大臣)

一般論として、そのような疑いを抱かせるようなことがあってはならないことは私どもも十分留意しなきゃならないところであります。

ただ、今回の場合も含めまして、最近の公証制度に対する期待というのは、一方で規制緩和等のことが言われて、事後的チェックとは言われておりますけれども、しかしやはり法的な安定性というものを望みたいと、これは特に最近の遺言の興隆に示されているわけでありまして、そういう国民のニーズ、期待も一方でしょっていることもまた否定できないところであろうと思いますので、私どももその全体をよく見まして今後も検討してまいりたいと思っております。

国民の期待、ニーズがあるということはそのとおりだと思います。

判例タイムズという雑誌によれば、平成元年以降、裁判所において公正証書

遺言が無効か否か争われたケースが 24 件あるとされております。うち 11 件で無効の判決がありました。年間 6 万件作成される遺言公正証書のうち、これをそのまま読みますと、6 万分の 11 の割合で無効の判決が出ているというふうに読み取れてしまうわけですが、そうではなくて、たまたま判例集に出た 24 件の中で 11 件が無効だったと、およそ 5 割の割合で無効だった、これは大変高い割合ではないかな、こういうふうに私は考えているところです。

それで、公証人の仕事に間違いが多い、その正確性が問題があるということで、動かぬ証拠というのは、法務大臣自らがなさっておられます公証人役場検閲結果報告というのがあります。その平成 15 年度分では、全国に今公証人が 552 名いらっしゃいますけれども、329 名の公証人、率にして約 6 割の公証人が何らかのミス指摘されている。中には、委任状に記載のない事項、すなわち作ってはならない公正証書を作っているというようなミスも見受けられました。

公証人の仕事の正確性あるいは資質について、いま一度お尋ねをいたしたいと思います。

(法務大臣)

公証人が国民の信頼に足るものであるべきことは当然のことでありまして、若干少ないといっても、そういうことのないように今後とも一生懸命監督その他努めていかなければならないと思っております。

数がどの程度かという点は私もつまびらかにはいたしておりませんが、いずれにいたしましても信頼に足りるような公証人でありますように、一層の努力を払っていきたいと思います。

それで、ちょっと確認させていただきたいんですが、広島地裁の、昭和 63 年(八)第 137 号事件というのがあります。公証人の違法行為について国賠訴訟が提起された事件だと思っておりますが、この事件で、国は公証人への指導監督を徹底するというふうに約束をしています、和解が成立しています。こんな事件が、実は 1 件 2 件じゃなくて、何件もあるらしいんです。

お分かりの範囲で結構ですが、何件ぐらいこの種類の和解をしておられるのでしょうか。

(法務副大臣)

今、昭和 63 年の事件を挙げられましたが、その後、そのような和解というのも同様にございまして、合計 9 件で同様の公証人への指導監督について努めるという旨の内容を含んだ和解をいたしております。

国自身が公証人への指導監督を強めるというふうな和解をしておられるわけ

ですから、国自身、やはり公証人の資質について問題があるということを前提で和解をされたのではないかなと、私はそう思います。

それで、法律家であれば当然に分かるような間違いを、実は公正証書の中でそういうのが幾つも見付けられたというようなことがあります。要は、署名される本人が知らないところで委任状を取りましたと、しかもそれは白紙の委任状でしたと、しかもそれは契約で定められた限度額以上の公正証書を作りましたと、この三つに間違いがありましたと、こういうことですね。

それで、このケース、限度額を超えとか、あるいは白紙の委任状、もちろんそこもけしからぬのですが、委任状、カーボンで委任状取った点について、法務省にお尋ねしたいと思います。

今のケース、分かると思いますが、確かに業者はけしからぬわけです。けしからぬのですが、カーボン紙で取ったサインと、実際にボールペンで書いた、あるいは万年筆で書いた署名とは、一見して明らかに分かります。それにもかかわらず、公証人はなぜ怪しいと気付かなかったのか。委任状を見たら、それは法律の専門家でなくても、中学生であっても、これはおかしいねと、カーボン式だと分かるはずなんです。公証人が気付かなかったのかどうか。確認をしましたけれども、75 通もの公正証書が作成されている。

この点、この S F C G の事件について、法務省は、当該公証人に調査をされたのかどうか。あるいは公証人の言い訳はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

(法務副大臣)

これは、御指摘もありましたので、私どももこの点については問題意識を持っているわけでありませう。

基本的には、そのそれぞれの事案について、カーボン紙であれ、そうであれ、あるいはまたそれに類似するものであれ、契約書の書式全体で作成嘱託の委任状に本当に署名があると、それが債務者本人において分かってやっているのかということが問題になるわけなので、私どもも公証人からもいろいろお話を伺いまして、公証人としては全体としてそういうお考えで、正しい受件だと思いいらるるところもあるわけですが、ただ、委任をするかどうかについて、理解がもし御本人に欠けているということになりましたら、これはもう言うまでもなく委任状自体が無効になるわけですが、私どももそのことを御指摘申し上げたわけでありまして、その後、実際には御指摘のような方法によって、委任状による代理嘱託がされることは避けられたと、今の扱いはですね、そういうような扱いに変わっているというように承知いたしているところでございます。

お尋ねした質問は、例えばカーボンとかで取られているわけでしょう、それを公証人は気付かなかったんですかと。公正証書を作成した公証人は気付かなか

かったのですか。

(法務副大臣)

担当者のお話では、これを受けた公証人については話は聞いているということでございまして、公証人としてはカーボンコピーであることは当然承知の上でなさっているというように聞いております。

大臣、業務停止が出た事件で公証人本人がカーボンだと認めている。認めてたって何もしてないんですよ、役所は。普通だったら、当該公証人は首になるでしょう。それもなっていない。

公証人の改革をこれは政治家がリーダーシップを持ってやらなければならないと大臣お考えになりませんか。ちょっと、大臣のお考えを是非聞きたい。

(法務大臣)

事案は私は正確に分かっていませんが、カーボンであったというのを分かった上でやったということですから、カーボンであっても委任の意思があるというふうに公証人の方が考えられたということなのかなと今聞きながら思っていました。

しかし、これは先ほど来話にありますように、国民の信頼を得る上で非常に問題があるということでもありますから、きちんとした対応を今後やっていくということにしておるといふ答えだったような気がしますが、今後こういうことはきちんと監督をしていきたいと思っております。

そのカーボンで正確に委任意思があるなんてことはおよそあり得ないと思うんです。なぜならば、囑託者はSFCG、商工ファンドですよ。そこが75通も公正証書を作らせている。普通の常識を持っている人間だったら怪しいって考えるはずなんです。それで、公証人というのが高利貸しの言われるままに執行調書、強制執行を受けてしまう、そんな危険な文書をまき散らす、そういうコピー機であってはならない。

大臣、これは通告もしていませんので大臣の思いでお答えいただいたらいいんですが、最高裁の裁判官と国会議員と公証人と、この三人の中で一番年収が多いのはだれか分かりますでしょうか。

(法務大臣)

何か公証人の方は比較的高いという話を聞いた記憶がありますが、最近何かえらく安くなっているという話も聞きますので、よく分かりませんが、まあ国会議員が一番低いんだらうなと思っております。

最後のお答えはそのとおりでございます。

公証人の年収ですが、これについては平成17年参議院決算委員会での答え

は、年額に直すと平均が 3,300 万円と、平均。多い人もいるんじゃないんですかというような質問に対して、売上ベースで申し上げますと一億円を超える者もいますと。

これだけの高給を得ながら、高給を得ながらミスが多い、だから公証人制度を改革しなければならないのではないかと、こういうふうに私は申し上げます。

そこで、お尋ねをしますけれども、全国に今、公証人は 510 人、公証人の定員 660 人、これで間違いのないのか。うち、公募によって任命された公証人はたった 1 人ということで間違いがないのか。この点、お尋ねします。

(法務副大臣)

ちょっと長くなる説明で恐縮でございますけれども、おっしゃるとおり、定員は 660 名でございます、それから、現在員が 500 人を、そのときによって違いますけれども、500 人をやや超えるところにあるわけでございます。

その中で、公募というのは実はいろんな形でやっております、判検事の公証人の任命も、これ公証人法の 13 条でございますけれども、一応、適格性がある人物だということを審査する前提で、公に弁護士も含めて公募者を求めるという形を取っておりますので、形の上では、これは公募という形を取っております。

ただ、委員のおっしゃる本当の意味は、平成 15 年から始めましたこれ以外の特任公証人について、法務局の職員であるとかあるいはその裁判所の職員であるとか以外の一般民間人が現に入った、それで公証人として仕事をしている人数は何人かということであろうと仮に推察いたしますと、それは確かにおっしゃるとおり 1 名でございます。

だから、大臣、今お答えいただいたとおりで、公募していますと、改革しています、改善していますと言うけれども、京都の司法書士さんが、京都の田辺かどっかですかね、南の方の司法書士さんが公募に応じて舞鶴の公証人におなりになっていると、この一名だけなんだと。舞鶴がどうなのかは私は分かりません。

蛇足ついでに申し上げておきますと、例えば東京とか大阪とか、大都市の公証人は収入が多い。最高裁判事を上回るような収入を得られる。ところが、地方の公証人というのは余り収入が多くないというふうに言われています。

時間ですので終わります。ありがとうございました。